

東海村と茨城県行政書士会との 「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記により茨城県那珂郡東海村と締結いたしました。

これは、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に村からの要請に応じ、茨城県行政書士会が直ちに無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。

今回の協力協定では、災害対策基本法の災害時に加え、原子力災害が発生した場合における支援が加わり、東海村からの要請により、本会の県北支部（支部長 四釜 絹枝）が窓口となり、茨城県行政書士会が被災者支援を実施しようとするものです。

なお、今回の調印式は、地元ラジオ局、飲料メーカー等と合同で行われました。

- 1 支援協力に関する協定相手方： 茨城県那珂郡東海村
- 2 支援協力に関する協定締結日： 平成26年8月27日
- 3 協定締結の状況

東海村役場において、山田修東海村長と國井豊茨城県行政書士会会長が協定書に調印を行いました。

出席者

東海村側 山田修村長、菅野博村民生活部長、
川崎明彦防災原子力安全課長

本 会 側 國井豊会長、古川正美副会長、四釜絹枝県北支部長、
飛田憲明、三橋司 各副支部長

- 4 災害協定の主な内容

本会は、東海村の要請により無償で次の業務を行う。

- ①被災者支援相談窓口の開設
- ②東海村への本会会員の派遣
- ③その他、被災者支援のために東海村が必要とする事業への協力
- ④支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会県北支部を経由して行う。

- 5 茨城県行政書士会が、既に災害時における被災者支援協力のための協定を締結した自治体
北茨城市（H24年7月）、水戸市（H26年5月）、行方市（H26年7月）、日立市（H26年8月）



平成26年8月28日(木)茨城新聞



災害時における支援協力に関する協定書

東海村（以下「甲」という。）と茨城県行政書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害又は原子力災害対策特別措置法第2条第1号に定める原子力災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、かつ、東海村内に災害救助法又は原子力災害対策特別措置法が適用された場合における、乙の行政書士業務の支援協力に関し必要な事項を定める。

（行政書士業務の支援協力要請）

第2条 甲が災害対策本部を設置し、かつ、東海村内に災害救助法又は原子力災害対策特別措置法が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。
 (1) 乙による被災者支援相談窓口
 (2) 甲への乙の会員の派遣
 (3) その他甲が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後すみやかに文書をもって処理するものとする。
 2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。
 3 前2項の手続及び連絡調整については、原則として、乙の県北支部を經由して行うものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（損害の補償）

第7条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙は乙一方から相手方に対し意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新し、以後も同様とする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年8月27日

甲) 茨城県東海村東海三丁目7番1号 乙) 茨城県水戸市笠原町978番25

東海村
村長 山田 修



茨城県開発公社ビル5階
茨城県行政書士会
会長 國井 豊



**常陸太田市と茨城県行政書士会との
「災害時における支援協力に関する協定」の締結について**

今回の協力協定は、災害が発生した場合に、常陸太田市からの要請により、本会の県北支部（支部長 四釜 絹枝）が窓口となり、茨城県行政書士会が被災者支援を実施しようとするものです。

- 5 茨城県行政書士会が、既に災害時における災害者支援協力のための協定を締結した自治体
北茨城市（H24年7月）、水戸市（H26年5月）、行方市（H26年7月）
日立市（H26年8月）、東海村（H26年8月）



災害時における支援協力に関する協定書

常陸太田市（以下「甲」という。）と茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、常陸太田市において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲が、災害時に常陸太田市災害対策本部を設置し、かつ、常陸太田市内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後すみやかに文書をもって処理するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

3 前2項の手続及び連絡調整については、原則として、乙の県北支部を経由して行うものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（損害の補償）

第7条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからでも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成26年10月23日

甲 常陸太田市金井町3690番地

常陸太田市長

大久保 太一



乙 水戸市笠原町978番25 茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会

会長 岡井 豊



那珂市と茨城県行政書士会との 「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記により茨城県那珂市と締結いたしました。

これは、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に市からの要請に応じ、茨城県行政書士会が直ちに無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。

今回の協力協定は、災害が発生した場合に、那珂市からの要請により、本会の県北支部(支部長 四釜 絹枝)が窓口となり、茨城県行政書士会が被災者支援を実施しようとするものです。

- 1 支援協力に関する協定相手方： 茨城県那珂市
- 2 支援協力に関する協定締結日： 平成26年10月30日
- 3 協定締結の状況

那珂市役所において、海野徹那珂市長と國井豊茨城県行政書士会会長が協定書に調印を行いました。

出席者

那珂市側 海野徹市長、松崎達人副市長、秋山悦男市民生活部長
石井亨危機管理監兼防災課長

本会側 國井豊会長、古川正美副会長、遠藤実理事
四釜絹枝県北支部長、飛田憲明、三橋司 各副支部長

- 4 災害協定の主な内容

本会は、那珂市の要請により無償で次の業務を行う。

- ①被災者支援相談窓口の開設
- ②那珂市への本会会員の派遣
- ③その他、被災者支援のために那珂市が必要とする事業への協力
- ④支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会県北支部を経由して行う。

- 5 茨城県行政書士会が、既に災害時における被災者支援協力のための協定を締結した自治体
北茨城市 (H 24 年 7 月)、水戸市 (H 26 年 5 月)、行方市 (H 26 年 7 月)
日立市 (H 26 年 8 月)、東海村 (H 26 年 8 月)、常陸太田市 (H 26 年 10 月)



災害時における支援協力に関する協定書

那珂市（以下「甲」という。）及び茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力について、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、那珂市において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

また、甲乙は、平常時から連携し、防災対策の推進を図る。

（協力の要請）

第2条 甲が、災害時に那珂市災害対策本部を設置し、かつ、那珂市内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（要請の手続等）

第4条 第2条の要請は、要請書（様式）によるものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請することができる。

2 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請の後、速やかに要請書を乙に提出しなければならない。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について、平時から連絡調整に努める。

4 前各号の手続及び連絡調整については、原則として、乙の県北支部を經由して行う。

（費用の負担）

第5条 第3条の行政書士業務において必要となる人件費及び経費は、乙が負担する。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（報告）

第7条 乙は、実施した行政書士業務の件数、対象者、相談内容について、随時、甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は、行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（災害補償）

第8条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わない。

（防災対策の推進）

第9条 乙は、平常時から甲との連携により、次の各号に掲げる事項について、乙の会員の防災対策の推進を図り、市内の企業等の模範となるよう努めるものとする。

また、災害発生時には、乙の会員の従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めよう努めるものとする。

- (1) 備蓄の確保
- (2) 建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止及びガラスの飛散防止
- (3) 帰宅困難者対策
- (4) 防災知識の普及啓発
- (5) 地域の自主防災組織等との連携
- (6) BCP（事業継続計画）等の作成

（防災訓練への参加）

第10条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練に参加するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成26年10月14日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定の解除の意思表示がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定を延長するものとし、以後もまた、同様とする。

（疑義の決定）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年10月30日

甲 那珂市福田1819番地5

那珂市長

海野 徹



乙 水戸市笠原町978番25茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会

会長

(印) 井 豊

